

各委員の選出方法について（協議確認）

1. 【監査委員】

監査委員の選出について、前回（令和元年5月）では休憩中に委員会室に全員が参集して選出がされた。

選出方法は投票による方法とされたが、今回の方法としてどのように行なうこととするか。

案) 進行については新議長に進めていただく。

①はじめに就任を希望する方を確認する。

②1名しかいない場合、その方を選出することでよいか全員に確認する（諮る。）

③全員が異議ない場合は、決定とする。

④②で複数名の場合、または異議がある場合は投票により決定する。

⑤この場合、公職選挙法の規定はなく、得票の多い方を当選人とする。

2. 【各委員会委員の選出】

事前に事務局から配布している委員会の所属申出書に就任を希望する委員会に○を付して初議会当日に提出していただく。

希望については、総文、産厚はいずれかに一つに○、広報、議運はそれぞれ就任を希望する委員会に○を付していただく。

監査委員の選出後に引き続いて、委員会委員の調整を行なう。

監査委員の選出と同様に新議長に進めていただく。

①全ての委員会共通として、委員会の構成が申出書により定数内（6人）であれば決定でよいか。

②総務文教と産業厚生に偏りがあれば、前回と同様にくじにより決定することでよいか。

※希望が定数を超えている委員会の希望者全員にくじを引いてもらい、1番から6番までの方を当選とする。

③広報常任委員会、議会運営委員会については、それぞれの委員会の希望者が定数を超えている場合は、上記と同様にくじを引いてもらい、決定することでよいか。

※定数を超えている場合は問題ないが、定数に満たしていない場合どうするか。

案) A 協議

B くじによる（希望者がいる場合は希望者以外に全員にひいてもらう）

④委員の調整について、議員全員がいる中で委員会室において行なうこととしてよいか。

3. 【一部事務組合、各選出委員】

- 消防議会については、総務文教常任委員から 正副委員長で良いか
- 終末事業組合は産業厚生常任委員会から 正副委員長で良いか
- 民生委員推薦会委員は 産業厚生常任委員会から正副委員長でよいか
- 都市計画審議委員 産業厚生常任委員会から正副委員長と委員から1名でよいか